

北朝鮮に遺された日本人遺骨の収容と墓参に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年四月二十六日

有  
田  
芳  
生

参  
議  
院  
議  
長  
平  
田  
健  
二  
殿



北朝鮮に遺された日本人遺骨の収容と墓参に関する質問主意書

一 第二次世界大戦の終了時点で朝鮮半島の北朝鮮地域に何人の日本人がいましたか。軍人、軍属、民間人の別にお示しください。

二 前記一のうち何の方が帰国を果たさずに亡くなりましたか。軍人、軍属、民間人の別にお示しください。

三 北朝鮮地域で亡くなつた日本人の墓はいくつありますか。龍山墓地など名称をふくめてすべてお示しください。

四 二〇一二年から古茂山墓地や龍山墓地などに埋葬された日本人の墓参事業がはじまりました。古屋拉致問題担当大臣は日本人遺骨問題について「拉致問題とは全く次元の違う話。遺骨問題への対応は決して否定するものではない」（「産経新聞」二〇一三年一月十七日付）と語っています。「遺骨問題への対応」とは具体的に何をお考えですか。

五 政府は遺族による墓参事業に対して財政的支援を行う予定はありますか。

六 私の調査では三合里墓地や富坪墓地などで地域住民と地方行政機関とのトラブルが起きています。政府

は具体的的事実を把握していますか。把握しているならその内容をお示しください。

二

七 遺族が高齢化している現状にあつて、たとえば龍山墓地の関係者は独自に遺族探しを行う予定です。そのため各都道府県や市町村の広報紙に「お願い文」を掲載していただくよう働きかける準備をしています。政府は人道事業である遺骨収容と墓参を実現させるため、前述の遺族による取り組みを何らかの方法で支援する予定はありますか。

右質問する。